



令和5年度

いせはらの環境

伊勢原市経済環境部環境対策課



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン



目次

目次 ※〈 〉内は、ページ番号

1 概要 〈 1 〉

- (1) 市の概要 〈1〉
 - i . 位置と地勢
 - ii . 気象
 - iii . 人口と世帯
 - iv . 土地の利用（利用区分別土地利用面積）
 - v . 産業
 - vi . 交通

- (2) 所管事務 〈4〉

- (3) 環境対策事業のあゆみ 〈5〉

2 公害苦情 〈 6 〉

- (1) 概要 〈6〉

- (2) 傾向 〈7〉

3 公害対策 〈 8 〉

- (1) 騒音・振動 〈8〉

- i . 概要
- ii . 規制の内容
- iii . 届出の受理状況
- iv . 自動車騒音常時監視

- (2) 悪臭 〈14〉

- i . 概要
- ii . 規制の内容

- (3) 大気汚染 〈15〉

- i . 概要
- ii . 大気汚染防止法に基づく規制対象工場等数（固定発生源）
- iii . 環境基準への適合状況
- iv . 光化学スモッグ注意報

v . 微小粒子状物質 (PM2.5)	
(4) 水質汚濁	<21>
i . 概要	
ii . 水質汚濁防止法に基づく規制対象工場等数	
iii . 河川水質調査	
iv . 地下水質調査	
v . 多量排水事業場水質調査	
vi . 生活排水対策	
vii . 水質事故	
(5) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例	<30>
(6) 法令に基づく立入検査及び行政指導等	<30>
i . 概要	
ii . 騒音規制法及び振動規制法関係	
iii . 神奈川県生活環境の保全等に関する条例関係	
(7) ダイオキシン類	<32>
i . 概要	
ii . 環境基準	
iii . ダイオキシン類調査結果	
4 土地の埋立て等に関する許可等	・ ・ ・ ・ ・ <34>
5 環境衛生	・ ・ ・ ・ ・ <35>
(1) 専用水道及び簡易専用水道等	<35>
i . 概要	
ii . 水道法対象施設	
iii . 小規模水道等に関する市条例対象施設	
(2) 放射能関連	<36>
i . 空間放射線量	
ii . 食品放射性物質濃度	

1 概要

(1) 市の概要

i. 位置と地勢

伊勢原市は、東京から約50km、横浜から約45kmの距離にあり、神奈川県ほぼ中央に位置しています。東西は9.98km、南北は7.28km、面積は55.56km²です。

起伏のある山と丘、更に市街地を囲むように南側に広がる農地の緑など自然環境の豊かさが伊勢原市の特徴ともいえます。北西部は、丹沢山塊の一角をなす大山（標高1,251.7m）を頂点とする丘陵が広がり、平坦部は浸食作用による谷戸が多く、東部に平野が開ける変化に富んだ地形となっています。

ii. 気象

伊勢原市の年間平均気温は15～16℃と比較的温暖であり、年間降水量が過去5年間において、1,200～1,600mm程度で推移しており、甚大な自然災害の発生も少なく、四季の変化に恵まれた気象条件となっています。

表 1-1-1 伊勢原市の気象

区分	気温（℃）			湿度（％）		天候（日数）				降水量(mm)
	平均	最高	最低	平均	最低	晴	曇	雨	雪	
R1	16.5	36.8	-2.0	77.2	16.4	191	129	44	1	1,555.0
R2	16.7	36.7	-2.3	75.7	8.5	194	138	34	0	1,237.5
R3	16.6	36.2	-3.7	64.1	4.8	206	115	44	0	1,580.0
R4	16.4	36.7	-4.1	65.4	3.3	206	115	43	1	1,222.5
R5	17.5	37.6	-1.8	64.3	19.4	226	103	36	0	1,222.0

iii. 人口と世帯

表 1-1-2 伊勢原市の人口と世帯

区分	人口（人）	世帯数（世帯）	備考
R1	102,137	45,520	推計人口（10月1日）
R2	101,780	45,361	国勢調査（10月1日）
R3	101,237	45,594	推計人口（10月1日）
R4	101,360	46,366	〃
R5	101,446	47,056	〃

iv. 土地の利用（利用区分別土地利用面積）

伊勢原市は、市街化区域が令和５年４月１日現在で１，２０７ha となっており、うち工業専用地域が９４ha、工業地域が１０２ha、準工業地域が８３ha、商業地域が４０ha となっています。

表 1-1-3 土地の利用

（単位：ha）

区分	田	畑	森林	河川等	道路	住宅	工場	店舗等	その他	計※
H30	400	689	2,063	97	457	758	71	212	807	5,556
R1	394	687	2,063	97	468	760	69	217	802	5,556
R2	391	681	2,063	97	469	763	73	216	806	5,556
R3	387	678	2,063	96	469	765	－	－	799	5,556
R4	384	671	2,054	96	469	767	－	－	813	5,556

注 出典：神奈川県土地統計資料

※計は端数処理により一致しない場合があります

※令和３・４年度のうち、工場、店舗等については、上記統計資料で集計していないため、「－」となっています。

v. 産業

表 1-1-4 工業の状況

区分	事業所数	従業員数（人）	製造品出荷額（百万円）
H27	－	－	－
H28	120	6,945	236,654
H29	121	7,420	270,454
H30	124	7,458	296,575
R1	126	7,656	278,458

注 出展：工業統計調査

従業者が４人以上の事業所を対象。

平成２７年度は、工業統計調査が実施なし。

表 1-1-5 商業の状況

区分	事業所数	従業員数（人）	年間商品販売額（億円）
H9	958	7,903	2,249
H14	911	9,158	2,252
H19	830	7,822	3,295
H26	590	5,665	1,669

注 出展：商業統計調査

平成２６年度から調査対象数及び産業分類方法が変更あり。

vi. 交通

道路は、市内の北東部から南西部にかけて、東名高速道路、小田原厚木道路（一般国道271号）及び一般国道246号の主要幹線道路3路線が走っています。また、新東名高速道路においては、平成31年3月に厚木南インターチェンジから伊勢原ジャンクションまで、令和2年3月に伊勢原ジャンクションから伊勢原大山インターチェンジまで、令和4年4月に伊勢原大山インターチェンジから新秦野インターチェンジまで開通しました。

現在は、一般国道246号の渋滞解消等を目的とした厚木秦野道路（国道246号バイパス）が既に市内一部区間で事業化されており、今後道路交通網のますますの発展が見込まれます。

鉄道は、小田急電鉄㈱の小田急小田原線伊勢原駅及び愛甲石田駅があります。

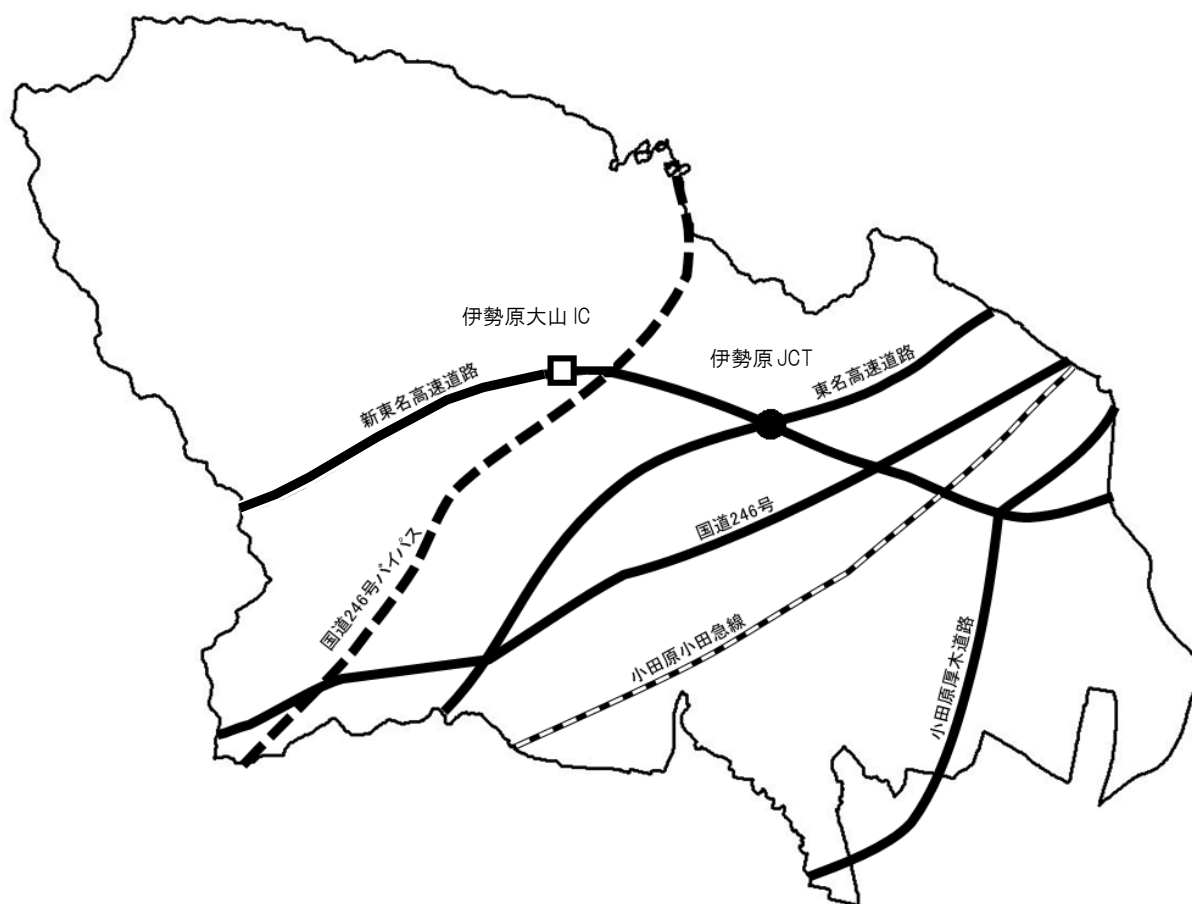


図 1-1-1 伊勢原市内主要幹線道路(国道)の状況

(2) 所管事務

環境対策課の事務は、次のとおりです。

- ・ 環境政策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- ・ 公害関係法令に基づく届出及び許可に関すること。
- ・ 公害の監視、調査及び分析に関すること。
- ・ 公害関係の苦情処理に関すること。
- ・ 合併処理浄化槽設置整備の補助に関すること。
- ・ 環境保全関係団体の指導育成に関すること。
- ・ 環境アセスメントに関すること。
- ・ 伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例に関すること。
- ・ 水道法に関すること。
- ・ 墓地等の経営の許可等に関すること。

表 1-2-1 所管法令

法令名称	所管
騒音規制法	伊勢原市
振動規制法	伊勢原市
悪臭防止法	伊勢原市
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県・伊勢原市（一部）
大気汚染防止法	神奈川県
水質汚濁防止法	神奈川県
土壤汚染対策法	神奈川県
水道法	伊勢原市（一部）
伊勢原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	伊勢原市
墓地、埋葬等に関する法律	伊勢原市
伊勢原市墓地等の経営の許可等に関する条例	伊勢原市
伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例	伊勢原市

表 1-2-2 行政組織

経済環境部	農業振興課
	└ 農林整備担当
	商工観光課
	<u>環境対策課</u>
	清掃リサイクル課

注 令和5年4月1日現在

(3) 環境対策事業のあゆみ

年号	年	月	できごと
昭和	23	5	墓地、埋葬等に関する法律公布(同年 6 月施行)
	26	12	神奈川県事業場公害防止条例公布
	32	6	水道法公布(同年 12 月施行)
	39	3	神奈川県事業場公害防止条例を廃止し、公害の防止に関する条例公布(同年 6 月施行)
	42	8	公害対策基本法公布
	43	6	大気汚染防止法公布(同年 12 月施行)
	〃	〃	騒音規制法公布(同年 12 月施行)
	46	1	経済部商工観光課に公害係設置(伊勢原町)
	〃	3	市制施行
	〃	〃	公害の防止に関する条例を廃止し、神奈川県公害防止条例公布(同年 9 月施行)
	〃	6	悪臭防止法公布(翌年 5 月施行)
	〃	11	「公害概況 1971」 発刊(伊勢原市経済部商工観光課)
	49	5	伊勢原市公害防止連絡協議会 第 1 回設立総会開催
	51	6	振動規制法公布(同年 12 月施行)
	52	7	伊勢原市公害調査所完成
	53	3	旧神奈川県公害防止条例を廃止し、神奈川県公害防止条例公布(同年 9 月施行)
	55	10	神奈川県環境影響評価条例公布(翌年 7 月施行)
	60	4	伊勢原市公害防止連絡協議会を「伊勢原地区環境保全連絡協議会」と改称
	63	4	合併処理浄化槽設置補助制度を開始
平成	4	6	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減に関する特別措置法公布(同年 12 月一部施行)
	5	9	河川クリーン作戦を鈴川で開始(伊勢原地区環境保全連絡協議会)
	〃	11	公害対策基本法を廃止し、環境基本法公布(翌年 8 月施行)
	9	6	環境影響評価法公布(平成 11 年 6 月施行)
	〃	10	神奈川県公害防止条例を廃止し、神奈川県生活環境の保全等に関する条例公布(翌年 4 月施行)
	10	9	伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例公布(翌年 1 月施行)
	11	7	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布(翌年 3 月施行)
	〃	〃	ダイオキシン類対策特別措置法公布(翌年 1 月施行)
	14	5	土壌汚染対策法公布(翌年 2 月施行)
	15	11	悪臭防止法の規制基準について、臭気指数規制を導入
	18	3	いせはら環境市民ネットワーク設立
	22	3	伊勢原市環境基本条例公布(同年 4 月施行)
	24	3	伊勢原市墓地等の経営の許可等に関する条例公布(同年 4 月施行)
	〃	4	第 2 次一括法の施行により、環境基本法、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に係る市域内の規制地域及び規制基準を設定(規制地域等について告示)
	〃	〃	第 2 次一括法の施行により、騒音規制法第 18 条に基づく自動車騒音常時監視を開始
	〃	12	伊勢原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例公布(翌年 4 月施行)
	26	1	伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則一部改正(翌年 4 月施行)
	〃	4	水循環基本法公布 (同年 7 月施行)
	28	4	水源環境保全の合併処理浄化槽設置補助制度を開始
	30	10	鈴川で実施してきた河川クリーン作戦を変更し、道灌まつりクリーン作戦を開始(伊勢原地区環境保全連絡協議会)

2 公害苦情

(1) 概要

「公害」は、環境基本法において「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義されています。これらは、一般的に典型七公害といわれています。

市民からあった公害苦情については、その内容により、現地確認等の対応を行っています。苦情の受付状況については、次のとおりです。

表 2-1-1 発生源別苦情受付状況（令和5年度）

	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物投棄	土壌汚染	地盤沈下その他	計
農 業	3(8)	0(0)	0(1)		5(3)				8(12)
林 業									0(0)
鉱 業									0(0)
建 設 業	0(2)	0(0)	6(3)	2(2)	0(1)				8(8)
製 造 業	1(0)	0(1)	3(3)	0(1)	1(2)				5(7)
電気ガス水道		0(1)							0(1)
情 報 通 信									0(0)
運 輸 業	0(0)	1(0)	0(0)		0(1)				1(1)
卸、小売業		1(0)	4(3)	1(0)	0(0)				6(3)
金 融 保 険									0(0)
不 動 産 業		1(0)	1(0)						2(0)
飲食店宿泊									0(0)
学 術 研 究				1(0)	0(0)				1(0)
医 療 福 祉			1(0)						1(0)
教育、学習	0(1)		0(1)		1(0)				1(2)
複合サービス		1(0)							1(0)
サービス業	0(0)	0(1)	0(2)		1(1)				1(4)
公 務								0(1)	0(1)
業種分類不能									0(0)
事 業 者 計	4(11)	4(3)	15(13)	4(3)	8(8)	0(0)	0(0)	0(0)	35(39)
その他・個人	3(3)	0(7)	2(2)	1(0)	2(6)	0(0)	0(0)	0(0)	8(18)
合 計	7(14)	4(10)	17(15)	5(3)	10(14)	0(0)	0(0)	0(1)	43(57)

注 環境省等が行う公害苦情調査から抜粋し、加工。表中()内の数字は、前年度の件数。

複数種類の公害が原因である事案は、主な内容のみを記載。

表 2-1-2 用途地域別苦情受付状況（令和 5 年度）

発生源の用途地域等		件数
市街化区域	住居系地域	17
	商業系地域	1
	準工業地域	2
	工業地域	2
	工業専用地域	0
市街化調整区域		21
不 明 等		0
合 計		43

(2) 傾向

令和 5 年度に環境対策課に寄せられた苦情は 43 件で、前年度と比較すると 14 件減少しました。

苦情の内訳としては、騒音に関する苦情が 17 件と最も多くなっており、主に事業所の作業音等に関するものとなっています。

次いで、悪臭に関する苦情は 10 件となっており、このうち、屋外における焼却行為に関する苦情が 9 件となっています。

(参考)

資料編 1 ページに「公害苦情件数の年度別推移」を掲載しています。

3 公害対策

(1) 騒音・振動

i. 概要

伊勢原市では、騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制対象となり得る工場、事業場若しくは建設作業に対し、監視や指導等を行っています。

なお、これらに基づく立入検査の実施件数等については、「3 (6) 法令に基づく立入検査及び行政指導等」を参照ください。

ii. 規制の内容

表 3-1-1 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分		
	AM8:00 -PM6:00	AM6:00-AM8:00 PM6:00-PM11:00	PM11:00 -AM6:00
第一種／第二種低層住居専用地域 第一種／第二種中高層住居専用地域	50 dB	45 dB	40 dB
第一種／第二種住居地域 準住居地域(*該当地域なし)	55 dB	50 dB	45 dB
近隣商業地域、商業地域 準工業地域	65 dB	60 dB	50 dB
工業地域	70 dB	65 dB	55 dB
工業専用地域	75 dB	75 dB	65 dB

注 工業専用地域は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例でのみ規制(騒音規制法においては、規制地域から除外)。

表 3-1-2 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	AM8:00 -PM7:00	PM7:00 -AM8:00
第一種／第二種低層住居専用地域 第一種／第二種中高層住居専用地域	60 dB	55 dB
第一種／第二種住居地域 準住居地域(*該当地域なし)	65 dB	55 dB
近隣商業地域、商業地域 準工業地域	65 dB	60 dB
工業地域	70 dB	60 dB
工業専用地域	70 dB	65 dB

注 工業専用地域は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例でのみ規制(振動規制法においては、規制地域から除外)。

表 3-1-3 特定建設作業に対する規制基準

規制区分	工業地域内の一部地域		左記以外の地域	
	騒音規制法	振動規制法	騒音規制法	振動規制法
騒音・振動の基準値	85 dB	75 dB	85 dB	75 dB
作業を行う時間帯	午後 10 時から翌日午前 6 時 までの時間内でないこと		午後 7 時から翌日午前 7 時 までの時間内でないこと	
1 日あたりの作業時間	14 時間を超えないこと		10 時間を超えないこと	
作業日数	連続 6 日を超えないこと			
作業日	日曜日その他休日でないこと			

注 工業地域内の一部地域とは、工業地域内で、学校、保育所、病院及び診療所(入院施設のあるもの)、図書館並びに特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園から 80 m を超える地域。

iii. 届出の受理状況

騒音規制法及び振動規制法に基づく届出受理状況は次のとおりです。

表 3-1-4 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定工場等及び特定施設の設置状況

騒音規制法			振動規制法		
特定施設の種類の種類	工場等数	施設数	特定施設の種類の種類	工場等数	施設数
金属加工機械	23	133	金属加工機械	39	225
空気圧縮機等	72	662	圧縮機	44	148
土石用粉砕機等	0	0	土石用粉砕機等	0	0
織 機	0	0	織 機	0	0
建設用資材製造機械	3	3	コンクリートブロックマシン等	0	0
穀物用製粉機	1	3	木材加工機械	0	0
木材加工機械	7	11	印刷機械	3	11
抄紙機	0	2	ロール機	0	0
印刷機械	8	28	合成樹脂用射出成形機	7	84
合成樹脂用射出成形機	4	63	鋳造造型機	0	0
鋳造造型機	0	0			
合計	118	905	合計	93	468

注 令和5年度末現在(環境省が行う法施行状況調査から抜粋)

表 3-1-5 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業届出状況

騒音規制法		振動規制法	
作業の種類	届出件数	作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	3	くい打機等を使用する作業	4
びょう打機を使用する作業	0	鋼球を使用して破壊する作業	0
さく岩機を使用する作業	16	舗装版破砕機を使用する作業	1
空気圧縮機を使用する作業	2	ブレーカーを使用する作業	12
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0		
バックホウを使用する作業	5		
トラクターショベルを使用する作業	0		
ブルドーザーを使用する作業	1		
合計	27	合計	17

注 令和5年度末現在(環境省が行う法施行状況調査から抜粋)



《用語解説》

特定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音や振動を発生する施設。

特定工場等 特定施設を設置する工場又は事業場。

特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業。

iv. 自動車騒音常時監視

伊勢原市では、平成24年度から騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の常時監視を行っています。

この常時監視の対象となる国道及び県道について、概ね5年に1度の頻度で対象評価区間の面的評価を実施しています。

評価対象区間に関する自動車騒音の常時監視結果等は、次のとおりです。

なお、表3-1-9は、市内の全評価対象路線の面的評価の集計結果です。

表 3-1-6 自動車騒音常時監視評価対象区間（令和5年度）

No.	路線名	センサス 番号	評価区間		
			始点の住所	終点の住所	延長
1	伊勢原藤沢線	42610-1	田中 62	伊勢原 4-13-31	0.6km
2		42610-2	伊勢原 4-15-54	伊勢原 4-14-37	0.2km
3		42620	伊勢原 4-13-31	沼目 6-1291	2.2km
4		42630	沼目 6-1291	下谷 1216	1.0km
5	大山板戸線	69610-1	大山 535	子易 745	2.1km
6		69610-2	子易 745	上粕屋 1476	2.1km
7		69620	上粕屋 1259	板戸 635-1	1.8km
8		69630	子易 738-3	子易 320	0.8km



《用語解説》

面的評価	道路端から50mの範囲内における保全すべき住居等において、道路端での騒音レベルや交通量データから、住居ごとの自動車騒音レベルを予測することにより、環境基準を超過する住居等の割合を評価するもの。
環境基準達成率	面的評価において環境基準値以下の割合。
近接空間	2車線以下の車線を有する道路では道路端から15mまでの範囲、2車線を超える車線を有する道路では道路端から20mまでの範囲。
非近接空間	近接空間以外の範囲。
昼間及び夜間	昼間は午前6時から午後10時、夜間は午後10時から翌午前6時。
道路端	道路の敷地境界。
背後地	道路端から50mの範囲内で、道路に直接面していない2列目以降の住居等の位置する場所。
等価騒音レベル	ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもの（ L_{Aeq} ）。
10分間交通量	上下車線の交通量の平均値。
走行速度	上下別方向に10台程度の通過車両の走行速度を計測した平均値。

表 3-1-7 評価対象区間における騒音発生強度等の把握調査結果(令和 5 年度)

No.	路線名	測定地点	調査地点	時間区分	等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)	環境基準		10分間 交通量 (台)	走行速度 (km/h)
						基準値 (dB)	適否		
1	伊勢原 藤沢 42610-1	田中 257-1 地先	道路端	昼間	66	70	○	146	34.8
				夜間	61	65	○	18	37.4
			背後地	昼間	45	60	○	-	-
				夜間	45	50	○	-	-
2	伊勢原 藤沢 42620	上平間 424-1 地先	道路端	昼間	68	70	○	93	47.3
				夜間	62	65	○	16	51.8
			背後地	昼間	42	55	○	-	-
				夜間	39	45	○	-	-
3	伊勢原 藤沢 42630	下谷 1556 地先	道路端	昼間	71	70	×	128	58.3
				夜間	66	65	×	34	59.0
			背後地	昼間	-	55	○	-	-
				夜間	-	45	○	-	-
4	大山板戸 69610-1	子易 246 地先	道路端	昼間	59	70	○	18	48.1
				夜間	51	65	○	1	47.9
			背後地	昼間	41	55	○	-	-
				夜間	38	45	○	-	-
5	大山板戸 69630	子易 494 地先	道路端	昼間	59	70	○	15	46.1
				夜間	50	65	○	21	43.7
			背後地	昼間	43	55	○	-	-
				夜間	40	45	○	-	-

注 伊勢原藤沢線のうち、42610-2は、過年度調査結果が環境基準を十分に満足しており、区間延長が0.2kmと短いことから、発生強度の把握方法を「環境基準をみたす方法」とした。なお、伊勢原藤沢線のうち、42630は、背後地に保全対象がないため騒音発生強度等の把握調査はしていません。

また、大山板戸については、新東名高速道路や大山バイパス道路が開通したことにより、交通量の増加が予想されるため、69610-1、69630 を実測とし、69610-2、69620 については、過年度調査結果が環境基準を満足し、かつ交通量の減少が予想されるため、「環境基準をみたす方法」とした。

表 3-1-8 評価対象区間における自動車騒音面的評価結果(令和 5 年度)

No.	路線名	区間全体				近接空間				非近接空間			
		戸数 (戸)	環境基準 達成率(%)			戸数 (戸)	環境基準 達成率(%)			戸数 (戸)	環境基準 達成率(%)		
			昼夜とも	昼間のみ	夜間のみ		昼夜とも	昼間のみ	夜間のみ		昼夜とも	昼間のみ	夜間のみ
1	伊勢原藤沢 42610-1	296	99.7	0.3	0	146	99.3	0.7	0	1	100	0	0
2	伊勢原藤沢 42610-2	134	100	0	0	71	100	0	0	74	98.6	0	0
3	伊勢原藤沢 42620	1096	100	0	0	412	100	0	0	414	100	0	0
4	伊勢原藤沢 42630	7	100	0	0	5	100	0	0	414	97.1	1.4	0
5	大山板戸 69610-1	111	100	0	0	52	100	0	0	59	100	0	0
6	大山板戸 69610-2	205	100	0	0	118	100	0	0	87	100	0	0
7	大山板戸 69620	307	100	0	0	106	100	0	0	201	100	0	0
8	大山板戸 69630	25	100	0	0	5	100	0	0	20	100	0	0

表 3-1-9 伊勢原市全体の面的評価結果

路線名	区間全体				近接空間				非近接空間			
	戸数 (戸)	環境基準 達成率(%)			戸数 (戸)	環境基準 達成率(%)			戸数 (戸)	環境基準 達成率(%)		
		昼夜とも	昼間のみ	夜間のみ		昼夜とも	昼間のみ	夜間のみ		昼夜とも	昼間のみ	夜間のみ
伊勢原市 (28 区間、51.5km)	8,921	94.3	5.4	0	3,259	89.4	10	0	5,662	97.1	2.7	0

(2) 悪臭

i. 概要

伊勢原市では、悪臭防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場及び事業場に対し、監視や指導等を行っています。

悪臭は、騒音・振動と同様に感覚公害と言われ、一律な対応が難しい公害です。

ii. 規制の内容

伊勢原市では、悪臭防止法により臭気指数を用いた規制を主に行っています。

悪臭防止法は、騒音規制法などと異なり事前の届出制度等がなく、規制地域内全ての事業場が規制の対象となります。

規制地域は、伊勢原市の区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により農業振興地域に指定された区域を除いた区域です。

表 3-2-1 悪臭防止法に基づく規制基準

区域の区分	規制の区分	
	敷地境界における臭気指数	排水水における臭気指数
第一種／第二種低層住居専用地域・中高層住居専用地域 第一種／第二種住居地域、準住居地域(*該当地域なし)	10	26
上記を除く地域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域等)	15	31

注 上記規制区分のほか、気体排出口の規制基準（悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気強度及び臭気指数）があります。



《用語解説》

臭気指数 気体又は水に係る悪臭の程度に関する値で、人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるもの。

(3) 大気汚染

i. 概要

大気汚染は、工場及び事業場（固定発生源）の生産活動に伴って発生するばい煙と、自動車等（移動発生源）の排出ガスが主な発生源となっています。

伊勢原市では、主に神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場等への規制や、多くの苦情が寄せられる野焼き等、屋外における焼却行為への対応を行っています。

また、伊勢原市地域まちづくり推進条例における協議対象の開発事業のうち、一定規模以上の駐車場の整備を予定する事業者に対しては、自動車のアイドリングストップに関する周知義務の説明を行っています。

なお、大気汚染防止法は、神奈川県が所管しており、同法に基づく規制は、神奈川県が行うこととなります。

ii. 大気汚染防止法に基づく規制対象工場等数(固定発生源)

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を設置する工場及び事業場は、次のとおりです。

表 3-3-1 大気汚染防止法に基づく工場等数

ばい煙発生施設						設置工場等数 一般粉じん 発生施設	VOC 排出施設 設置工場等数
設置工場等数	施設内訳						
	ボイラ	焼却炉	加熱炉	乾燥炉	合計		
29	84	1	10	1	96	1	0

注 令和5年度末現在(神奈川県への届出状況より)

iii. 環境基準への適合状況

神奈川県が市内に設置した測定局で監視している物質については、光化学オキシダントを除き、環境基準に適合しています。

表 3-3-2 市内測定局で監視している物質の年平均値(令和 5 年度)

	二酸化窒素 (NO ₂) (ppm)	浮遊粒子状 物質 (SPM) (mg/m ³)	光化学 オキシダント(O _x) (ppm)	微小粒子状 物質 (PM2.5) (μg/m ³)
一般局	0.009	0.013	0.035	—
自排局	0.014	0.02	—	7.9

注 一般局は市役所公害調査所、自排局は一般国道 246 号沿いの谷戸岡公園(大住台地内)に設置。

環境基準を長期間達成している(低濃度で経年変化がない)ため、一般局での二酸化硫黄の測定は平成 24 年度、自動車排出ガス測定局での一酸化炭素の測定は平成 23 年度をもって終了。

自排局は、平成 6 年度に移動測定局として設置。平成 9 年から現在の運用。

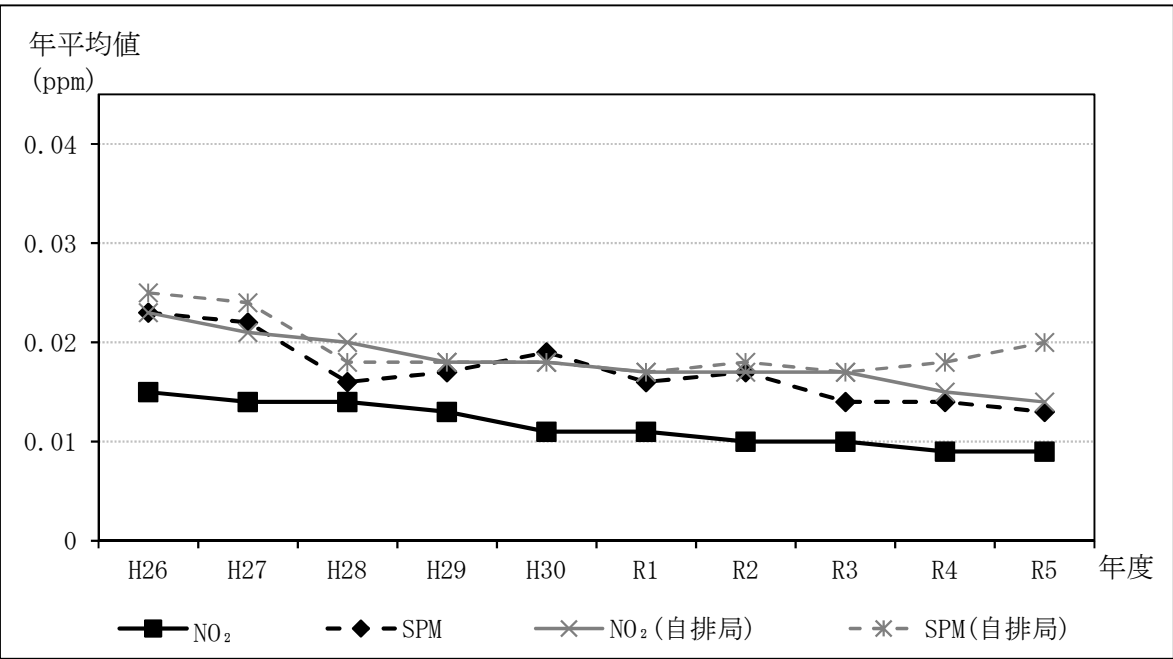


図 3-3-1 市内測定局で監視している物質の濃度の経年変化

表 3-3-3 市内測定局で監視している物質の環境基準

物 質	環 境 基 準
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下 《環境基準達成評価方法：年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から 98%に相当するものが 0.06ppm 以下であること》
浮遊粒子状 物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下 《環境基準達成評価方法（長期的評価）：年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が 0.10mg/m ³ を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が 0.10mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続しないこと》
光化学 オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06 ppm 以下 《環境基準達成評価方法（長期的評価）：昼間（5～20 時）の 1 時間値が環境基準を超えないこと》
微小粒子状 物質 (PM2.5)	1 年の平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、1 日の平均値が 35 μg/m ³ 《環境基準達成評価方法（長期的評価）：年間に測定された欠測を除く全ての 1 時間値を合計した数値を、その年度での測定時間数で割り算して得られた平均値》



《用語解説》

大気汚染物質	主なものは、硫黄酸化物(SO _x)、窒素酸化物(NO _x)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM2.5) など。
浮遊粒子状物質	SPM。大気中に浮遊している小さな粒子のうち、粒子の大きさが 10 μm (マイクロメートル) 以下のもの。
微小粒子状物質	PM2.5。大気中に浮遊している小さな粒子のうち、2.5 μm 以下の非常に小さな粒子のこと。
一 般 局	一般環境大気測定局。住宅地等の一般的な生活空間における大気汚染物質の測定を目的として設置されている観測局。
自 排 局	自動車排出ガス測定局。自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点・道路・道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局。
環 境 基 準	人の健康を保護し、生活環境を保全する上で望ましい基準。

(参考)

資料編 2 及び 3 ページに「大気汚染に係る環境基準達成状況」を掲載しています。

iv. 光化学スモッグ注意報

光化学スモッグに関する注意報等は、光化学オキシダント濃度が発令基準値を超えた場合に神奈川県が発令します。

伊勢原市では、神奈川県大気汚染緊急時措置要綱により、神奈川県から周知の協力が求められていることを考慮し、4月1日から10月31日までの間、伊勢原市の一般局において、光化学オキシダント濃度が発令基準値を超過した場合は、必要に応じて防災行政用無線及びいせはらくらし安心メール等で注意等の発令に関する周知を行っています。

県内の注意報等の発令状況は、次のとおりです。

なお、神奈川県内の光化学オキシダント濃度は、依然として横ばいの状況にあり、全局において環境基準に不適合となっています。

表 3-3-4 光化学スモッグ注意報等の発令基準

注意報	オキシダント濃度の1時間値が0.12ppmとなり、気象条件から見てその状況が継続すると認められるとき
警報	オキシダント濃度の1時間値が0.24ppmとなり、気象条件から見てその状況が継続すると認められるとき

表 3-3-5 神奈川県内の地域別月別の注意報発令日数（令和5年度）

月 地域	4	5	6	7	8	9	10	合計	(参考) 前年度合計
横浜	0	0	0	1	0	0	0	1	2
川崎	0	0	0	2	0	0	0	2	3
相模原	0	0	0	2	0	0	0	2	0
横須賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三浦	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湘南	0	0	0	1	0	0	0	1	0
西湘	0	0	0	0	0	0	0	0	1
県央	0	0	0	1	0	0	0	1	1
伊勢原	0	0	0	1	0	0	0	1	0

注 表中の「伊勢原」は、市内に設置された一般局での光化学オキシダント濃度が発令基準を超過した日数。

出典：神奈川県ホームページ

表 3-3-6 神奈川県内及び伊勢原市内の注意報発令日数の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
県内注意報	9	10	6	8	8	6	2	6	4	2
市内注意報	3	2	2	2	2	1	0	2	0	1

注 警報は、昭和53年8月12日を最後に発令なし。表中の「市内注意報」は、市内に設置された一般局での光化学オキシダント濃度が発令基準値を超過した日数。

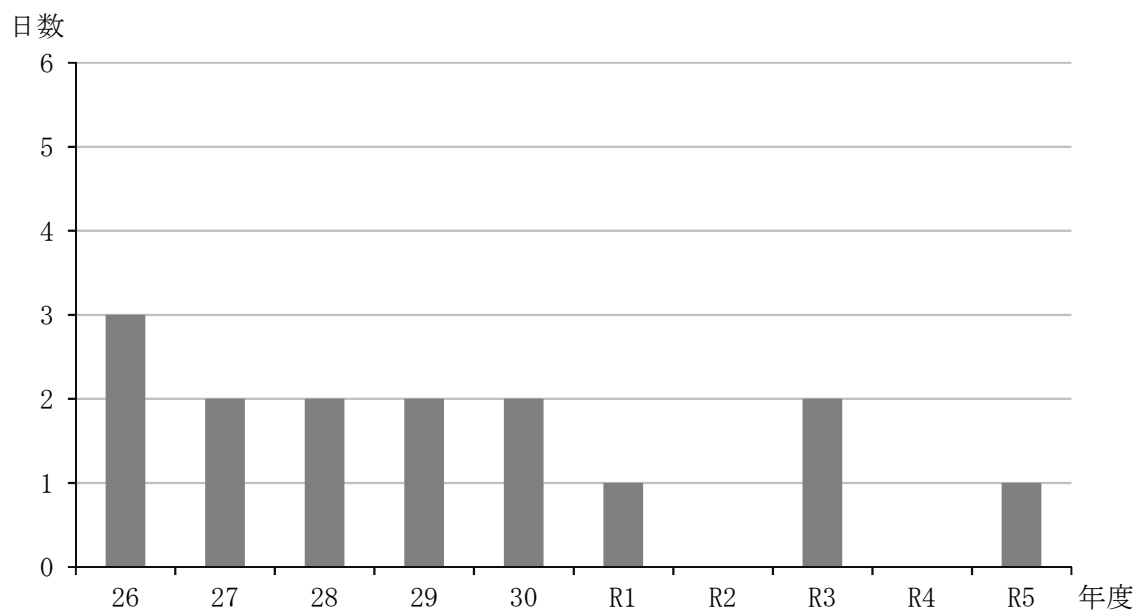


図 3-3-3 伊勢原市における光化学スモッグ注意報発令状況



《用語解説》

光化学スモッグに関する注意報等は、県内を8地域に分けて発令されています。伊勢原市は、秦野市及び厚木市など7市1町1村が属する県央地域に含まれています。

なお、光化学スモッグ及びPM2.5に関する情報は、神奈川県がメーリングサービス、テレホンサービスやホームページ等で提供しています。

(参考) メーリングサービス

登録用メールアドレス member.kanagawa-erc@raidan3.ktaiwork.jp

※上記アドレスに空メールを送信し、届いた確認メールで指定されたページにアクセスし登録。

(参考) テレホンサービス

光化学スモッグ 050-5306-2687

PM2.5 050-5306-2686

v. 微小粒子状物質 (PM2.5)

伊勢原市内では、微小粒子状物質 (PM2.5) について、神奈川県が設置している測定局のうち、自排局 (谷戸岡公園) で測定を行っており、また、神奈川県が設置している県内の全測定局において、環境基準に適合しています。

また、伊勢原市では、神奈川県から微小粒子状物質 (PM2.5) の高濃度予報及び高濃度情報の提供があった場合は、防災行政用無線及びいせはらくらし安心メール等により市民に周知を行います。

表 3-3-7 神奈川県内の注意喚起の実施令日数の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
県内	0	0	0	0	0

表 3-3-8 神奈川県による微小粒子状物質 (PM2.5) に係る注意喚起の判断基準

午前 8 時 午前中の早めの 時間帯での判断	県内の一般局の午前 5 時、6 時、7 時 (3 時間分) の 1 時間値の平均値を計算し、その中央値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合に国の暫定指針値 (日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を超えるおそれがあると判断したとき
午後 1 時 午後からの活動 に備えた判断	県内の一般局の午前 5 時から 12 時まで (8 時間) の 1 時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した局がある場合に国の暫定指針値である日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがあると判断したとき

注 PM2.5 を測定している県内の測定局は、71 局 (令和 5 年度末時点)。

平成 26 年度に環境省から解除基準が示されたが、神奈川県は原則解除しない。

表 3-3-9 【参考】微小粒子状物質 (PM2.5) の注意喚起のための暫定的な指針

レベル	暫定的な 指針となる 値	行動の目安	注意喚起の判断に用いる値	
			午前中の早めの 時間帯での判断 (5 時～7 時)	午後からの活動 に備えた判断 (5 時～12 時)
	日平均 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		1 時間値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1 時間値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
II	70 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 *高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。	85 超	80 超
I	70 以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85 以下	80 以下
環境 基準	35 以下			

注 環境基準の短期基準は、日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、日平均値の年間 98% 値で評価。

「高感受性者」は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等。

「注意喚起の判断に用いる値」とは、暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値。

(4) 水質汚濁

i. 概要

水質汚濁の原因は、工場・事業場排水と生活排水に大別されます。

工場・事業場排水については、神奈川県と連携し、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制及び監視を行っています。

また、生活排水対策については、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に関する補助事業、及び公共下水道整備を行っています。

このほか、河川水質の調査を実施しています。

ii. 水質汚濁防止法に基づく規制対象工場等数

水質汚濁防止法に基づく対象施設を設置する工場・事業場は、次のとおりです。

表 3-4-1 水質汚濁防止法に基づく工場等数

業種別							合計
旅館業	食品等製造業	洗たく業	その他小売業	畜舎	製造業等	し尿処理施設等	
68	12	19	35	15	59	4	212

注 令和5年度末現在(神奈川県への届出状況より)

iii. 河川水質調査

iii-1. 調査概要

伊勢原市内を流れる10河川の定常監視並びに環境基準の適合状況を把握するために、水質調査を実施しています。

この調査は、生物化学的酸素要求量(BOD)を始めとして、最大で25項目の検査を行っています。

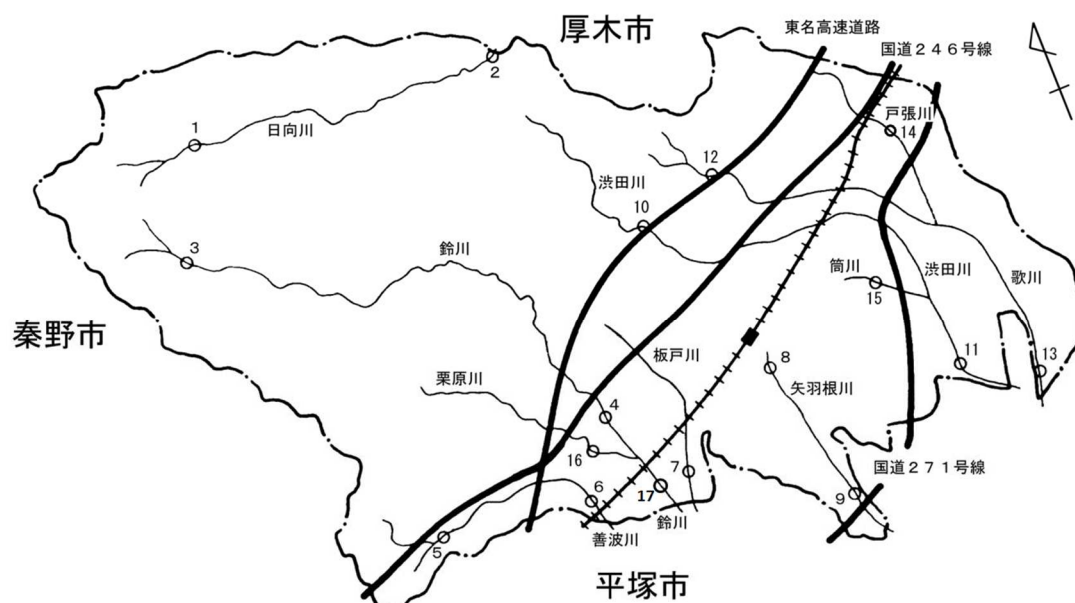


図 3-4-1 伊勢原市内10河川の水質調査地点

表 3-4-2 伊勢原市河川水質調査箇所一覧 (17箇所)

	河川名(採水地点)	類型		河川名(採水地点)	類型
1	日向川(日向キャンプ場下)	A	10	渋田川(川上橋)	C
2	日向川(日向川橋)	A	11	渋田川(堤橋)	C
3	鈴川(猪股橋)	C	12	歌川(仲田橋下流)	C
4	鈴川(大場田橋)	C	13	歌川(枝橋)	C
5	善波川(善波 1008 番地先)	C	14	戸張川(吉際橋)	C
6	善波川(弁天橋)	C	15	筒川(沢尻橋下流)	C
7	板戸川(木津根橋)	C	16	栗原川(宮ノ根橋)	C
8	矢羽根川(桜台小学校南)	C	17	鈴川(終末処理場最終放流口下流堰)	C
9	矢羽根川(赤羽根橋)	C			

注 類型別に決められており、表中の「類型」は、河川に係る環境基準の類型を示す
日向川のみが相模川水系、その他が金目川水系に属す。

iii-2. BOD の調査結果

BOD(年平均値)について、令和5年度は全ての河川で環境基準を満たしています。結果の詳細については、資料編を確認ください。

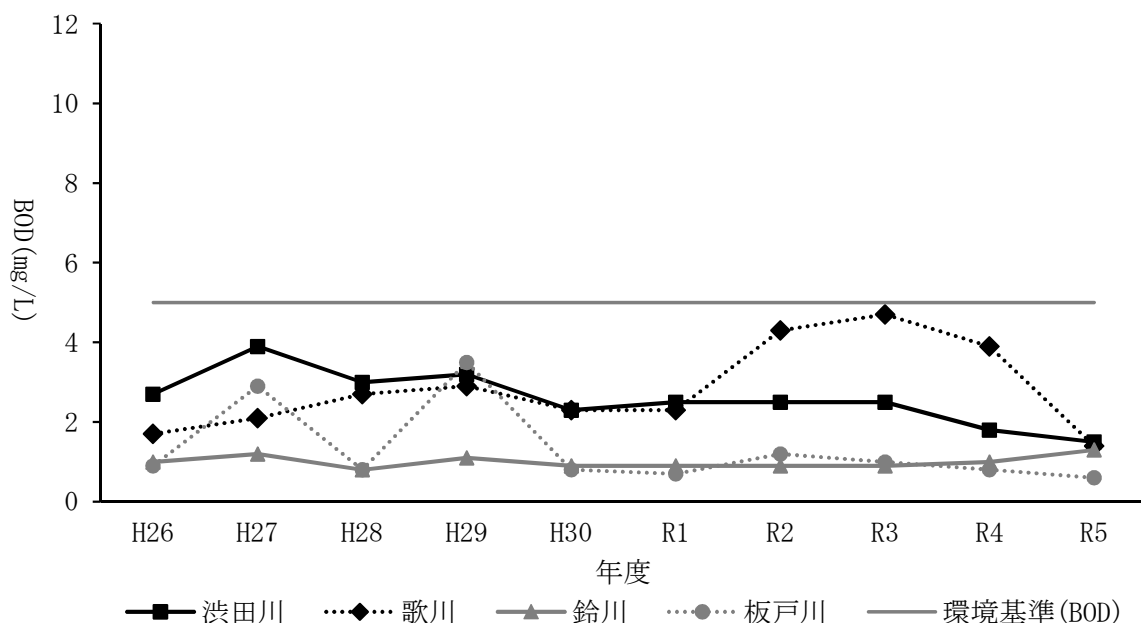


図 3-4-2 二級河川の BOD(年平均値)の経年変化

注 同一の河川で、複数箇所(上流及び下流)で採水している場合は、数値の高い方の箇所をその年度の測定値として採用した。

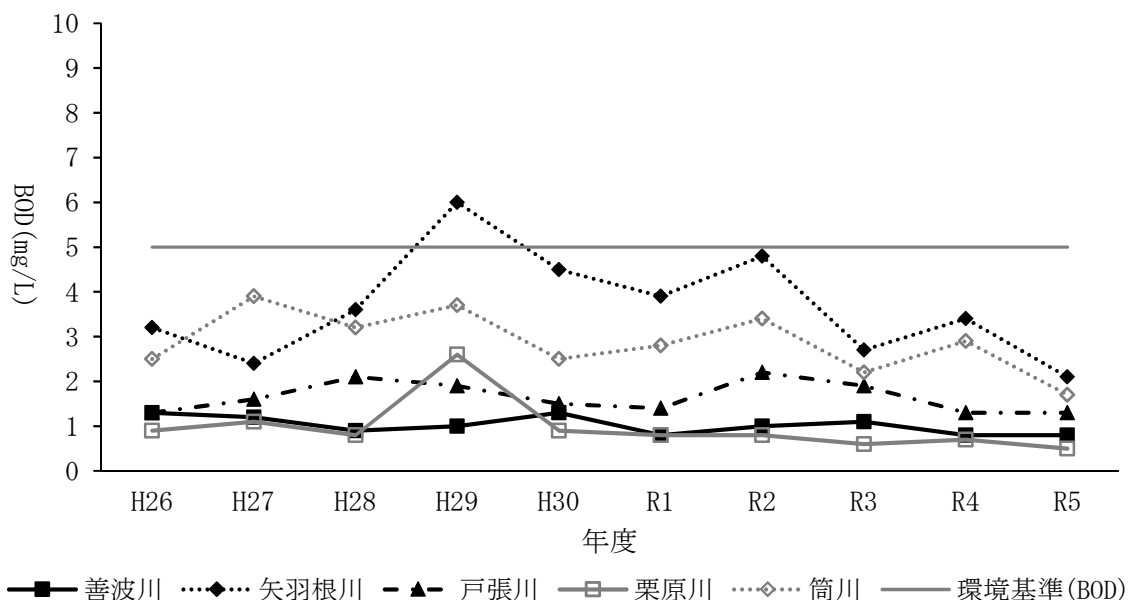


図 3-4-3 準用河川及び都市河川等(日向川除く)の BOD(年平均値)経年変化

注 同一の河川で、複数箇所(上流及び下流)で採水している場合は、数値の高い方の箇所をその年度の測定値として採用した。

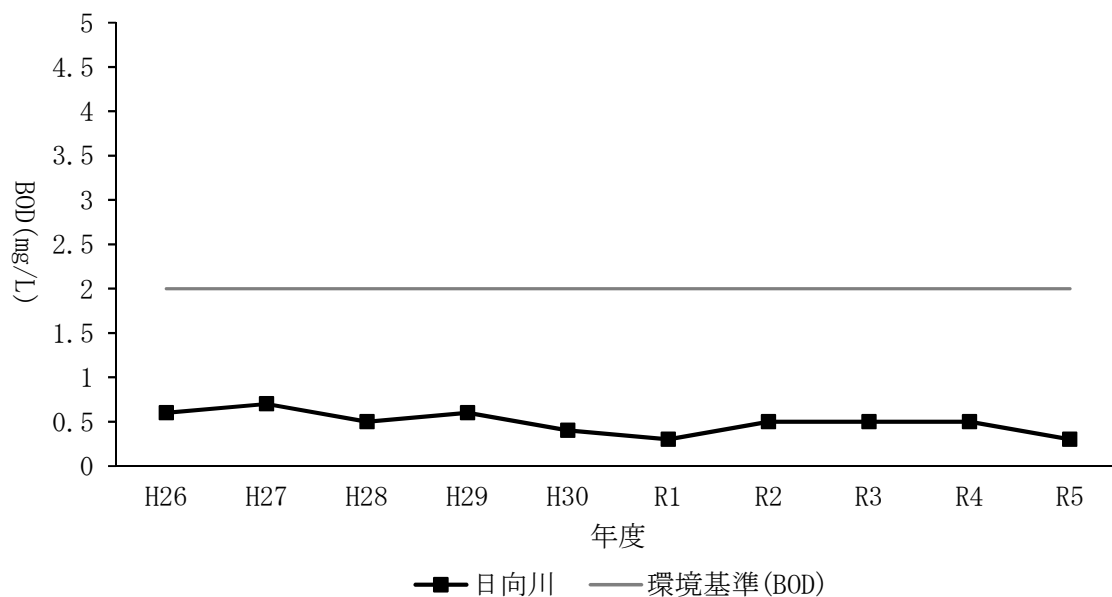


図 3-4-4 日向川の BOD(年平均値)の経時変化

注 同一の河川で、複数箇所(上流及び下流)で採水している場合は、数値の高い方の箇所をその年度の測定値として採用した。

表 3-4-3 河川水質の環境基準(BOD 等抜粋)

類型	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	300CFU /100ml 以下
C		5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上	基準なし



《用語解説》

生物的化学酸素要求量 (BOD) 水中の有機物が好気性微生物により分解されるとき消費される酸素量のこと、有機物による汚濁の指標として使われる。BOD と略される。

浮遊物質 (SS) 水中に懸濁している不溶性物質で粒径 2mm 以下のもの。SS と略される。

溶存酸素量 (DO) 水中に溶けている酸素量。DO と略される。

(参考)

資料編 4 から 11 ページまでに「河川水質調査結果」の詳細一覧について掲載しています。

iv. 地下水質調査

神奈川県では、水質汚濁防止法第 15 条に基づく地下水の汚濁状況を把握するため、常時監視を行っています。

対象の井戸は、継続監視を目的とした定点調査、メッシュ調査に加え、過去に基準超過した箇所を継続監視調査と区分し、地下水の水質調査を実施しています。

表 3-4-4 地下水質調査結果(令和 5 年度)

	定点調査	メッシュ調査	継続監視調査	合計
測定地点数	3	－	3	6
環境基準項目 超過検体数	0	－	0	0

注 採取した井戸は、6 か所(定点：下糟屋 1、板戸 1、神戸 1 継続監視：伊勢原 1、沼目 1、西富岡 1)



《用語解説》

定点調査	定点において長期的な観点から水質の経年変化を把握するための調査。
メッシュ調査	地下水の汚染状況を把握するため、全域を 2 km メッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸を 1 つ選定して調査する手法。4 年間で 1 巡するよう実施している。
継続監視調査	前年度までの調査で、汚染が確認された地点における、継続的な監視のための調査。
環境基準項目	環境基準として定められている調査項目（28 項目）

(参考)

資料編 12 ページに「地下水質調査結果」の詳細一覧について掲載しています。

v. 多量排水事業場水質調査

伊勢原市では、これまで、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、公共用水域へ多量に排水する工場及び事業場の監視を行うため、主に1日当たりの排水量が300m³以上の事業所（多量排水事業場）を中心に水質調査を実施してきました。

こうした中、神奈川県事務処理特例条例が一部改正され、令和4年4月1日より、神奈川県生活環境の保全等に関する条例第35条に基づく指定事業所に対する改善命令等に関する権限の一部について、市より県に返還されました。

このことを受け、改善命令等に係る排水の水質調査については、市ではなく、県（湘南地域県政総合センター）で行うこととなったことから、業務見直しの観点から、令和4年度をもって本調査を終了することとしました。

今後、事業所に対する排水の水質調査につきましては、原則、県が実施するものとなりますが、必要に応じて市が実施するなど、引き続き、県と連携を図りながら、工場及び事業場の監視に努めていきます。

vi. 生活排水対策

vi-1. 伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付制度

伊勢原市では、生活系雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備計画のない地域において、くみ取り便所又は単独処理浄化槽へ合併処理浄化槽に転換する方に対し、その費用の一部を補助する制度を昭和63年度から国庫補助を受けて実施しています。

補助実績は、次のとおりです。

表 3-4-5 合併処理浄化槽規模別設置実績(令和5年度)

人槽	区分	補助金(限度額)	設置基数	補助金合計
5人槽	単独転換	632千円	1基	632千円
5人槽	くみ取り転換	632千円	1基	632千円
5人槽(水源)	単独転換	1,001千円	1基	1,001千円
7人槽	単独転換	714千円	1基	714千円
7人槽(水源)	単独転換	1,194千円	1基	1,194千円
補助合計			5基(29人)	4,173千円

注 設置基数に係る補助合計の()内は、処理対象人員。

人槽欄に「(水源)」の記載があるものは、水源環境保全として相模川水系の取水堰集水域(日向川に排水する区域)に対する補助制度を活用したもの。同補助制度は、平成28年度から開始。

表 3-4-6 年度別合併処理浄化槽補助件数の推移

年度	基数(基)	累計(基)	処理対象人員(人)	年度	基数(基)	累計(基)	処理対象人員(人)	年度	基数(基)	累計(基)	処理対象人員(人)
S63	6	6	43	12	81	416	3,023	24	8	1,385	8,856
1	7	13	93	13	81	497	3,521	25	6	1,391	8,892
2	7	20	142	14	100	597	4,117	26	6	1,397	8,933
3	18	38	259	15	100	697	4,722	27	7	1,404	8,970
4	14	52	406	16	122	819	5,430	28	6	1,410	9,004
5	21	73	565	17	162	981	6,432	29	1	1,411	9,009
6	28	101	765	18	150	1,131	7,350	30	3	1,414	9,026
7	40	141	1,098	19	103	1,234	7,975	R1	4	1,418	9,048
8	41	182	1,403	20	109	1,343	8,607	R2	6	1,424	9,084
9	34	216	1,639	21	11	1,354	8,676	R3	5	1,429	9,113
10	42	258	1,932	22	15	1,369	8,762	R4	4	1,433	9,135
11	77	335	2,484	23	8	1,377	8,810	R5	5	1,438	9,164

注 各年度末現在の数値。年度欄で、記載のないものは、平成を表す。

「処理対象人員」は、浄化槽の大きさを示す人槽の合計値(累計値)。

平成21年度から建築基準法による建築確認(新築・建替・増築等)を伴うものを補助対象から除外。

vi－2．公共下水道の整備状況

表 3-4-7 公共下水道整備状況

人口普及率	水洗化率
82.32%	93.60%

注 令和6年4月1日現在

vii．水質事故

水質事故とは、汚水、廃液及び油等による水質の著しい汚濁及びそれらによる人の健康又は魚介類、農作物等に係る被害のことで、この事故が発生した場合は、神奈川県が策定した公共用水域における汚水、廃液等による水質事故対策要綱により、市へ協力が求められています。

伊勢原市における水質事故の発生状況については、次のとおりです。

表 3-4-8 年度別発生件数

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数(件)	2	2	2	5	7	2	4	3	10	3

表 3-4-9 水質事故発生状況（令和5年度）

	月日	事故区分	河川名	原因	事故内容
1	6月12日	油浮遊	歌川 流入水路	事業所	事業所内の資材に付着した油が、降雨に伴い、油水分離槽の処理能力を超えて水路に流入した。原因者が水路等にオイルマットを設置するとともに、油水分離槽の清掃等を行った。
2	11月11日	油浮遊	歌川 流入水路	事業所	水路での油浮遊の通報があり、原因調査により、事業所での重機からの油漏えいが原因と判明。水路にオイルマットを設置し、原因者が油水分離槽の清掃を行った。
3	令和6年 3月14日	油浮遊	歌川	車両事故	事故車両の燃料タンクから軽油が流出し、雨水管等を通して歌川へ流出したため、オイルマットで油の回収を行った。

(5) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例は、典型七公害に広く対応する条例です。

公害を生じさせる恐れのある事業所からの申請等に対する許可決定等の手続については、主に神奈川県が行いますが、事業所に対する行政指導等は、主に伊勢原市が行うものとされています。伊勢原市内の指定事業所の数等については、次のとおりです。

なお、これらに基づく立入検査の実施件数等については、「3 (6) 法令に基づく立入検査及び行政指導等」を参照してください。

表 3-5-1 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所の手続等の状況

指定事業所	設置許可	変更許可	届出	廃止	優良環境管理事業所	新規認定
234	2	14	24	1	1	0

注 令和5年度末現在

「指定事業所」及び「優良環境管理事業所」は事業所の数を、その他は申請若しくは届出等の手続件数を掲載した。ただし、「届出」は、10 条に基づく指定事業所の施設数等や代表者の変更に関する手続件数とし、また、「廃止」は、12 条に基づく指定事業所の廃止等に関する手続件数（休止等を除く）とした。

なお、「環境管理事業所」に認定されている事業所はありません。

(6) 法令に基づく立入検査及び行政指導等

i. 概要

伊勢原市では、各種公害法令(条例含む。)に基づき、規制対象となる工場又は事業場に対し立入検査及び指導を行っています。

ii. 騒音規制法及び振動規制法関係

伊勢原市では、特定工場等の施設の配置状況等について適切に把握するとともに、公害防止を図るため、必要に応じて、立入検査を実施しています。

立入検査の件数と結果については、次のとおりです。

表 3-6-1 騒音規制法及び振動規制法に基づく立入検査件数(令和5年度)

立入検査を 実施した 特定工場等数	結果				
	届出内容と 相違なし	軽微な変更 あり	届出内容に 疑義あり	届出を要す 変更あり	特定施設の 設置なし
8	6	0	0	2	0

注 本検査は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく検査と同時に実施しているものも含まれる。

軽微な変更とは、特定施設の(能力毎の)数に変更無く、施設の更新が行われた場合や特定施設の数が減少した場合など、届出を要しないもの。

「届出を要す変更あり」及び「特定施設の設置なし」については、届出を要する。

iii. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例関係

神奈川県では、水質汚濁防止法及び大気汚染防止法の規制対象となる工場・事業場の監視のため、立入検査を実施しています。

こうした法の規制対象となる工場・事業場について、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規制対象となる場合には、神奈川県と伊勢原市と合同で、立入検査を実施しています。

また、伊勢原市では、公害対策上懸念がある場合のほか、事業所に対する苦情申立てがあった場合など、必要に応じて、立入検査を実施しています。

表 3-6-2 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査件数(令和5年度)

種別	立入検査 実施件数	改善等指示・ 指導件数
県市合同立入検査	12	3
市単独立入検査	0	0
苦情に係る立入検査	34	0
合計	46	3

注 「県市合同立入検査」は、神奈川県が計画的に行う定期立入検査のほか、公害対策上懸念がある場合などに県市合同で立入検査を実施するもの。

「市単独立入検査」は、公害対策上懸念がある場合や、事業所から同条例に関する相談があった場合に市単独で実施するもの。

「苦情に係る立入検査」は、市に苦情が寄せられた場合などに事業所に対して立入検査を実施するもの。個人が行為者である屋外焼却行為等への対応(3件)、水質事故対応における事業所立入検査分(2件)については含まない。

(7) ダイオキシン類

i. 概要

ダイオキシン類は、発ガン性など様々な有害性を持つことが明らかになっており、環境ホルモン作用等の未解明の有害性も疑われています。そのため平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法が成立し、平成12年1月から施行されています。

ダイオキシン類については、神奈川県が大気や水域、土壌等常時監視など環境調査や廃棄物焼却炉対策などの発生源対策を行っています。

ii. 環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法では、人が生涯にわたり取り込んでも健康面の有害な影響が現れないと判断される1日当たりの平均的摂取量を求め、この数値を体重1kg当たりの量に換算した数値(耐容一日摂取量)を定めています。

環境基準は、この耐容一日摂取量を下回ることを基本に、大気や水質等の環境触媒中に含まれるダイオキシン類の量について定めています。

表 3-7-1 ダイオキシン類の耐容一日摂取量および環境基準

耐容一日摂取量	環境基準		
	大気	水質	土壌
4pg-TEQ/kg・日	0.6pg-TEQ/m ³ 以下(年平均)	1pg-TEQ/l 以下(年平均)	1,000pg-TEQ/g 以下

注 TEQ は、ダイオキシン類の場合最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した重量。

iii. ダイオキシン類調査結果

ダイオキシン類は、神奈川県が平成12年度から一般環境下における大気、地下水及び土壌の調査を行っており、いずれも環境基準に適合しています。

また、秦野市伊勢原市環境衛生組合では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、伊勢原清掃工場に設置する焼却炉からの排出ガスの測定を行っており、基準値（5 ng-TEQ/m³N 以下）を下回っています。

表 3-7-2 神奈川県によるダイオキシン類調査結果

区分	調査地点	年度					環境基準
		R1	R2	R3	R4	R5	
大気 (pg-TEQ/m ³)	市役所	0.010	0.010	0.012	0.0093	—	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
	県内最大	0.054	0.037	0.034	0.027	0.016	
	県内平均	0.016	0.016	0.016	0.013	0.0081	
地下水 (pg-TEQ/l)	市内	—	—	—	0.022	—	1 pg-TEQ/l 以下
	県内最大	0.086	0.10	0.085	0.092	0.065	
	県内平均	0.051	0.054	0.059	0.047	0.027	
土壌 (pg-TEQ/g)	市内	—	—	—	1.3	—	1,000 pg-TEQ/g 以下
	県内最大	16	12	24	67	11	
	県内平均	2.8	2.3	2.5	3.5	1.1	

注 出展：神奈川県ホームページ(過去5年分を掲載)

大気については、神奈川県が市役所敷地内に機器を設置し、常時監視(年2回測定)を実施。地下水及び土壌については、神奈川県が常時監視を補完する形で調査箇所を毎年変更し実施。なお、令和5年度は、本市において、未実施となっています。

表 3-7-3 伊勢原清掃工場排出ガスにおけるダイオキシン類測定結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

測定炉	R1	R2	R3	R4	R5	基準値
90t 炉	0.020	0.0078	0.0011	0.00042	0.0035	5 以下

「基準値」は、ダイオキシン類対策特別措置法における規制基準値。



《用語解説》

ダイオキシン類 塩素と酸素を含む有機化学物質の一種でポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、さらにコプラナーPCBを含めてダイオキシン類として法で定義されています。

廃棄物を始めとする燃焼や塩素を使用する製造工程から非意図的に生成され、環境中に排出されたダイオキシン類は、大気や土壌、水魚介類等の生物を経て体内に取り込まれるといわれています。

4 土地の埋立て等に関する許可等

伊勢原市では、土地の埋立て等による生活環境などへの影響や災害の発生を防止するために、伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例を制定（平成10年9月17日公布、翌年1月1日施行）し、一定規模以上の埋立て等について、規制を行っています。

同条例の運用状況については、次のとおりです。

表 4-1 埋立て等の許可及び届出の件数

年度	許可件数			届出件数
	規模別			
	合計	500～2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上	
H28	1	1	0	17
H29	3	2	1	19
H30	1	1	0	27
R1	0	0	0	22
R2	1	1	0	11
R3	0	0	0	13
R4	2	2	0	10
R5	1	1	0	13

《用語解説》

埋 立 て 等 土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積、切土。(1)建築工事や土木工事に伴うもの、(2)農地造成に伴うもの、(3)山林造成に伴うもの、など。

※埋立て等の高さの測定において、その値が 0.3m 以下の場合は、0m とする。

※埋立て及び盛土による法面垂直高は、原地盤に対して原則 10m 以下。

許可及び届出対象 (1)埋立て等の区域の面積が 500 m²以上のとき、(2)埋立て等の区域の面積が 300 m²以上 500 m²未満のものうち、埋立て等の区域に隣接する土地で3年以内に埋立て等された面積との合計が 500 m²以上のとき、(3)埋立て等の高さが 1m以上で、且つ土砂等の量が 500 m³以上となるとき。

届出対象の埋立て等 (1)他の法令（条例含む）の規定による許可や届出等をして行う埋立て等、(2)国、地方公共団体等が行う埋立て等。

5 環境衛生

(1) 専用水道及び簡易専用水道等

i. 概要

伊勢原市は、平成25年4月1日から、専用水道及び簡易専用水道、並びに小規模水道及び小規模受水槽水道について、水道法及び市条例に基づき、監視指導等を実施しています。

ii. 水道法対象施設

水道法に規定される水道施設に対して、安全で衛生的な飲料水を確保するため、立入検査を随時実施し、必要な場合には監視指導を実施しています。

表 5-1-1 専用水道及び簡易専用水道施設数等

区分	施設数	立入検査件数
専用水道	9	2
簡易専用水道	150	1
計	159	3

注 令和5年度末現在

iii. 小規模水道等に関する市条例対象施設

市条例（伊勢原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例）に規定される水道施設に対して、安全で衛生的な飲料水を確保するため、立入検査を随時実施し、必要な場合には監視指導を実施しています。

表 5-1-2 小規模水道及び小規模受水槽水道施設数等

区分	施設数	立入検査件数
小規模水道	7	5
小規模受水槽水道	211	0
計	218	5

注 令和5年度末現在

(2) 放射能関連

i. 空間放射線量

平成23年3月11日の東日本大震災の発生から、伊勢原市では、市内小学校10校と市役所本庁舎屋上の空間放射線量の測定を、年4回行っていました。

この測定で本市の除染対象である $0.23\mu\text{Sv/h}$ を上回った箇所がなく、また、神奈川県内の空間放射線量が福島第一原発事故以前の数値に近い状況であることも確認され、健康に影響があるレベルではないとされることから、平成29年度末をもって伊勢原市による空間放射線量の測定は休止しました。

なお、神奈川県内に設置されたモニタリングポスト19局（横浜・川崎・相模原・横須賀・小田原・茅ヶ崎・逗子・海老名）における常時測定及び神奈川県が実施した定点測定（伊勢原市内2箇所含む）の結果において、現在の測定値は、健康に影響のあるレベルではありません。

表 5-2-1 神奈川県実施の定点測定結果（市内測定分を抜粋）

単位： $\mu\text{Sv/h}$

令和6年1月29日	測定高さ・測定値		
	地上1m	地上50cm	地上5cm
市役所本庁舎	0.04	0.04	0.04
消防署西分署	0.02	0.02	0.02

ii. 食品放射性物質濃度

市では、子どもの食の安全を確認し、食品の放射能汚染に対する市民の不安を払拭するため、平成24年9月から食品の放射性物質濃度検査を実施しました。

しかし、福島第一原発事故から6年が経過し、全国的に見ても放射性物質濃度が低下傾向にあり、市場に流通する食品は、基準値を上回るものは流通しないしくみとなっていることを踏まえ、平成29年度末をもって終了しました。

令和5年度

いせはらの環境

伊勢原市経済環境部環境対策課
0463（94）4735（直通）
令和6年9月発行